平成２７年（フ）第８０号
大阪市北区同心２丁目５番16号　岡本ビル412号室
破産者　木下　博貴
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９９号
大阪府高槻市川添２丁目21番21号
破産者　有宗　幸江
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１４号
大阪府箕面市小野原西６丁目15番８―301号
破産者　櫻井　良矢
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８６号
大阪府摂津市鳥飼新町１丁目６番17号　２Ｆ、開始決定時大阪市浪速区戎本町１丁目７番19―1208号
破産者　ＮＥＸＴ－Ｋこと　桂　　光彰
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９６号
大阪府茨木市南春日丘２丁目10番14号
破産者　小林　絹代
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２５号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目３番23号　イースト阪南605号
破産者　水野　一重
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７２５号
大阪府柏原市平野１丁目11番８―201号　パレ・デ・アルシオン
破産者　和田康太郎
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７３４号
奈良県北葛城郡河合町星和台１丁目１番地３―６―104
破産者　杉谷　紘一
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９４８号
大阪府和泉市上代町788番地、開始決定時の住所堺市西区鳳北町６丁325番地２―203号
破産者　山野　篤広
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２２９号
高知市神田1746番地25
破産者　大黒　　勲
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４７１号
北九州市小倉北区古船場町９番23―302号
破産者　山崎　正洋
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３０号
北海道小樽市天神１丁目23番３号、開始決定時の住所北海道小樽市天神１丁目15番1309号朝日プラザサウスヒルズ小樽
破産者　関元美保子
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１号
岩手県九戸郡洋野町種市第25地割２番地１、前住所神奈川県大和市深見3886番地11　シャインヒル青木401
破産者　小橋　恵里
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第１２６号
山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤5025番地
破産者　田中耕太郎
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第２号
群馬県前橋市箱田町1215番地17　タウンパレス大利根Ａ－４号、開始決定時の住所群馬県前橋市駒形町247番地16
破産者　津久井孝典
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１１９０号
神奈川県鎌倉市今泉台１丁目３番８号
破産者　小西　淳也
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１６１号
横浜市緑区鴨居４丁目35番８号
破産者　阿部　初江
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１６２号
川崎市川崎区四谷上町４番14号
破産者　草間　武夫
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３号
神奈川県茅ヶ崎市中海岸４丁目10番51号
破産者　剣持久美子
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部